

【高知県公安委員会からのお知らせ】

検定合格証交付者に対する学科及び実技による 検定合格者審査の実施について(お知らせ)

警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)附則第7条第1項の規定による審査を次のとおり実施します。

記

1 審査の区分、実施日時及び場所

(1) 審査の区分

検定規則附則第6条各号に掲げる審査の区分のうち、すべての警備業務に係る1級及び2級の検定合格者審査

(2) 実施日時

令和7年8月15日(金)午前9時30分から

(3) 実施場所

高知市丸ノ内二丁目4番30号 高知県警察本部

2 審査の実施予定人員

10人

3 審査の対象者

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号)第1条第2項に規定する1級の検定及び同項に規定する2級の検定の合格証(以下「旧検定合格証」という。)の交付を受けている者で、高知県内に住所地を有する者(現に警備員である場合は、属する営業所の所在地を含む。)又は高知県公安委員会から交付された旧検定合格証を保有する者。

4 審査の方法

1級及び2級とも、学科試験及び実技試験とし、合格基準はそれぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

5 審査申請手続

審査を受けようとする者は、次の要領により審査申請手続を行うこと。ただし、審査の予定人員に達した時点で申し込みを締め切る。

(1) 審査申請の受付期間

令和7年7月14日(月)から同月18日(金)までの午前8時30分から午後5時までの間

(2) 審査申請書等の提出先

ア 高知県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署

イ 現に警備員で高知県内に住所地を有しない者にあつては属する営業所の所在地を管轄する警察署

ウ 高知県公安委員会から交付された旧検定合格証を保有する者で高知県内に住所地及びその属する営業所のいずれも有しないものにあつては、旧検定合格証の交付を受けた警察署

(3) 提出書類等

ア 審査申請書 1通

イ 高知県以外の公安委員会から交付された旧検定合格証を保有する者で、高知県内に住所地又はその属する営業所を有する者にあつては、当該住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 1通

ウ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの。) 1枚

エ 審査申請に係る旧検定合格証の写し 1通

(4) 郵送又は代理人による申請は受け付けない。

6 審査申請手数料

4,700円の額に相当する高知県収入証紙を申請時に納付すること。

いったん納付された手数料は返還しない。

7 検定合格者審査に関する問い合わせ先

高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業担当係

(電話番号088-826-0110 内線3022/3024)

又は県下各警察署の警備業担当窓口

※ 審査申請書は、このホームページから様式を取り出して使用してください。